社労士 ふ く し ま 月間情報 No.184

2012.11 月号

福島県社会保険労務士会　〒960-8252

発行担当者　副会長　菅野　隆　福島市御山字三本松 19-3

http://fukushima-sr.jp　TEL０２４－５３５－４４３０

E-mail　fukusha@green.ocn.ne.jp　FAX０２４－５３４－５４３２

目　次

P1　県会情報　・社労士制度推進月間の取り組み
・年金・労働総合相談所

連合会情報　・電子申請　・連合会 HP 会員専用ページ

P2　関係機関だより　・街角の年金相談センター福島
・厚生労働省　・協会けんぽ　・社会保険ふくしま

P3　地協　・３号業務研修会

P3～4　事務局だより

P5～6　理事会報告

1. 東北学院大学大学院法学研究科社会保険労務士プログラム説明会のお知らせ（P7）

県　会　情　報

1. 社労士制度推進月間の取り組みについて

　県民への広報宣伝として 11 月 11 日の福島民報、民友新聞に別添のとおり広告を掲載いたしました。

2. 年金・労働総合相談所について

≪これまでの相談件数≫

実施	労働		年金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
24 年度(10 月)	6 件	6 件	4 件	4 件
10/24(水)	0 件	0 件	1 件	1 件
今年度実績	6 件	6 件	5 件	5 件
総計	H15.6～24.10　128 件		19.7～24.10　81 件	
次回相談員　滝川洋子/吉田昌樹				

連合会情報

電子申請

1．「雇用保険被保険者資格喪失届」の電子申請がさらに便利になります(P8～9)

詳しい概要については、別紙をご覧ください。

２． 認証局移行に伴う電子証明書利用申込書類の送付について

連合会認証局はセコムトラストシステムズ㈱が運営する認証局（以下「セコム認証局」という。）へ移行することとなっております。セコム認証局が発行する電子証明書の利用申込書類につきましては、10月下旬を目途に、発行対象者（種別が「開業」、「勤務」、「法人の社員」の方に限ります）のご自宅あてに郵送しております。現行証明書をお持ちの方で引き続き電子証明書の利用を希望される方は、現行証明書の利用停止となる平成25年1月末までの間にセコム認証局電子証明書を取得くださいますようお願いいたします。また、新規で電子証明書の利用を希望される方で、申込書類をお持ちでない方は県会事務局へご連絡ください。

３．連合会HP会員専用ページ情報

以下について、連合会ＨＰ会員専用ページに掲載されておりますので、ご確認ください。

http://www.shakaihokenroumushi.jp/social/explanation.html

＜通達情報＞

- 労働災害減少に向けた緊急要請について
- 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（通知）に基づく保護を受けている外国人の国民年金保険料免除申請の取扱いについて
- 建築物の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について
- 派遣先事業主に係る第三者行為災害の取扱いについて
- 「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める科学物質による健康障害を防止するための指針」の周知について
- 建設業の許可行政庁との連携による適用の適正化について

関係機関だより

1. 障害年金についての大切なお知らせ(P10～)・・・街角の年金相談センター福島

街角の年金相談センター福島より障害年金に係る情報提供がありました。
詳しい内容については別紙をご確認ください。

2. 労働時間適正化キャンペーン（チラシ）

・・・厚生労働省

3. 福島県　最低賃金　時間給664円

（発効日平成24年10月1日）

厚生労働省　最低賃金に関する特設サイト

http://pc.saiteichingin.info/

4. 「『見える』安全活動コンクール」の実施について・・・厚生労働省

厚生労働省では、平成23年4月に緊急に取りまとめた「安全から元気を起こす戦略」に基づき、「あんぜんプロジェクト」を立ち上げ、安全活動に熱心に取り組んでいる企業が国民や取引先に注目されるよう、希望する企業の安全活動や労働災害発生状況をホームページで国民に見えるように公表する取り組みを行っています。

この運動を支援・促進するため、「『見える』安全活動コンクール」を行い、安全活動の「見える」化について、取組事例を募集、公開し、広く国民から投票を募り、優良事例を決定します。これにより、国民の安全活動への関心を喚起し、「見える」安全

活動の好事例を普及し、また、安全活動の熱心な企業の企業価値（安全ブランド）を向上することなどを通じて、事業場の安全活動の「見える」化への取り組みを活性化することを目的としています。

詳しくは、厚生労働省「あんぜんプロジェクト」HPをご覧ください。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/concour/index.html

5. 最新情報・健保クイズを配信・・・協会けんぽ

協会けんぽ福島支部では、毎月5日前後にメールマガジンを配信しております。
配信登録は無料です。下記ホームページアドレスからご登録ください。
検索サイトより「協会けんぽ福島　配信登録」の検索でも接続いただけます。
http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,47622,78,639.html

6. 社会保険ふくしま（財団法人福島県社会保険協会発行）については、ホームページをご覧ください。福島県社会保険協会HP　http://www.f-shimakyoukai.or.jp

地協

11月30日(金) 12月1日(土) 福島 ビューホテル	3号業務 研修会	30日(金) 13：00～ 17：30	「個別労働紛争解決のための実践能力(スキル)の向上を目指して」 講師　青山学院大学法学部教授 弁護士　藤川 久昭氏
		1日(土) 9：00～ 15：00	「地域経済の活性化と中小企業の役割」 講師　一橋大学名誉教授、 明星大学経済学部教授　関 満博　氏
			「経営労務監査・労働条件審査の理論と実務」 ～経営労務監査について～ 講師　東京都社労士会　大野 実　氏 ～労働条件審査について～ 講師　福島県会経営労務監査推進特別委員会 草野 有道　氏、佐藤 勝之　氏

※3号業務研修会に参加希望される方は、参加申込書（P13）により**11月15日（木）**までに福島県会にお申込ください。（すでにお申込された方は、申込不要です。）

事務局だより

※会費について

下期分の会費について、10 月 31 日が納入期限となっております。お忘れの方は至急納入くださいますようお願いいたします。

※県会HP　（http://fukushima-sr.jp）への月間アクセス数情報

10 月 1 日～31 日総アクセス数　927(内訳：新規 479 リピーター 448)

会務報告及び予定

10月　2日　第8回経営労務監査推進特別委員会（事務局）
　　4日　正副会長会議（事務局）
　　5日　最低賃金総合相談支援センター推進委員会・専門会議（事務局）
　　6、8、13、14日　第８回特別研修ＤＶＤ研修（コラッセふくしま）

10日　第1回綱紀委員会（事務局）
12日　第1回成年後見制度特別委員会（事務局）、第1回いわき支部研修会
18日　街角の年金相談センター福島運営部委員会、第2回常任理事会、
第2回理事会、第2回幹事会（事務局）
19日　第1回中小企業相談支援事業推進会議（事務局）、第2回福島支部研修会
23、27、28日　第8回特別研修グループ研修（福島テルサ）
24日　第114回年金・労働総合相談所（事務局）
25日　街角の年金相談センター運営部長会議（東京會館）
26日　北海道・東北地域協議会会長会、東京会山手統括支部研修会

11月7,8日　労働条件審査・診断研修会（コラッセふくしま）
8日　第2回郡山支部研修会
9、10、17日　第8回特別研修ゼミナール
14日　相馬支部復興支援セミナー
（南相馬市民情報交流センター）
16日　北海道・東北地域協議会主催南部3県労務管理研修会
（KKRホテル仙台）
21日　全国政連設立35周年記念式典
27日　いわき支部復興支援セミナー
（スパリゾートハワイアンズ）
28日　第115回年金・労働総合相談所（事務局）
30、12月1日　北海道・東北地域協議会主催3号業務研修会（福島ビューホテル）

会員異動報告

	支部	名簿ﾍﾞｰｼﾞ	氏　　名	事務所・勤務先の名称・所在地・電話番号等
【変更】	福島	P5	久保田裕巳	事務所所在地、電話番号 福島市春日町 11-39 TEL 024-534-6766
	郡山	P9	大橋隆一	事務所所在地、電話・FAX 番号 郡山市大槻町字下町東 46-3 TEL 024-983-4406 FAX 024-983-4407
		P9	清水まり子	FAX 番号 0248-94-4010
		P10	川村雄一郎	事務所名称・所在地、電話・FAX 番号 川村社会保険労務士事務所 郡山市大槻町字谷地 57-1AvenilⅡ101 TEL 024-983-1912 FAX 024-983-1913
	いわき	P16	菊地紀男	事務所名称、所在地、FAX 番号 W&L コンサルティング社労士事務所 いわき市中央台鹿島一丁目 44-11 FAX 0246-88-6103
【抹消】	福島	P21	佐藤康之	10/31 付抹消

第2回　理　事　会　報　告

日　時　平成24年10月18日（木）13：30～16：40
場　所　県会事務局（福島市）
出席者　15名　鈴木会長、金子・菅野・冨田・宍戸副会長、草野・武田常任理事、
　　佐藤・菱沼・齋藤・星・箱崎・中目・蓬田・長倉理事
欠席者　3名　　久井・大原・馬場理事

報告事項

・ 東日本大震災支援事業、研修会、経営労務監査事業、街角の年金相談センター等年金相談事業、ＡＤＲ、年金・労働総合相談所、委託事業、委員会の活動、その他　省略

審議事項

１．　会員の処分について（会則第34条第3号、第45条）

白河支部の鈴木政憲会員について、平成21年度から平成23年度の会費が未納のため、綱紀委員会に会員権の停止について諮問した。10月10日の答申を受け、理事会において弁明の機会を設けたが欠席、会則第40条（会則等の遵守）、第59条（会費の納入）に反する行為により平成24年10月18日から平成25年10月17日までの未納会費が納入されるまでの間の１年間以内の会員権の停止を決定した。

２．　情報提供について（会則第34条第3号、第7号）

非社労士による社労士法第27条（業務の制限）違反の疑い及びそれに関連する事項につき、特別調査委員会を設置し、事実の確認・調査を行うこととした。

３．　連合会委託事業「地域社会保障教育推進事業」の実施並びに高校生支援セミナーについて（会則第34条第2号、第7号）

(1)　高校生支援セミナー

県立高校24校の希望があり、そのうち長沼高校については、連合会委託事業「地域社会保障教育推進事業」としての実施することとし、それ以外の23校については、これまでどおり県会主催による高校生支援セミナーとして実施することとを確認した。

(2)　連合会委託事業「地域社会保障教育推進事業」の実施

福島県教育庁と協議し、長沼高校が推薦されたので、長沼高校で実施することとした。長沼高校３年生３クラスを対象とし、担当は、次の３名の会員（各クラス担当）とする。講義は、会員が１コマ（１時間）と体験活動２コマ（２時間）を行うため、体験活動について年金事務所及び労働局に講師の協力を要請する。

担当者：大原百合、後藤浩一（郡山）、村山敦子（福島）

詳細については、連合会の実施ガイドに基づき、講義内容及び体験活動の準備を行う。

４．　労働条件審査・診断事業について（会則第34条第2号）

８月８日付、福島県社協との契約締結を承認。10法人目の審査・診断の申込があり、法人ごとに第１回の訪問日を調整のうえ、実施担当を決め実施する。複数の施設の審査の申込に関しては、契約上受けざるを得ないものであり、その分費用を割増請求する。来年度は、契約の見直しあるいは、複数施設の審査の希望を事前に把握できるよう検討する。

５．　成年後見制度について（会則第34条第2号）

前理事会における成年後見制度特別委員会の設置決定により支部から下記委員が推薦され承認した。

委員長　：菅野　隆（理事・郡山）
副委員長：久井貴弘（理事・郡山）
委　員　：佐川弘行（福島）、渡部裕之（郡山）、菅沼恒博（会津）、
大平一雄、芳賀　純（いわき）、長倉克巳（白河）

今後の活動等については、研修を毎年実施すること、活動できる人は成年後見を実施し、会員に制度の理解を図るため業務研修時に成年後見制度に関する研修を行う。

６．　北海道・東北地協主催の３号業務研修会について（会則第34条第2号）

日時：11 月 30 日（金）13：00～17：00・12 月 1 日（土）9：00～15：00
場所：福島ビューホテル（福島市）

担当会として円滑な研修会実施のため準備を進めるとともに、当日の役割分担を決定した。

司会：金子副会長　　開会：宍戸副会長　　閉会：冨田副会長
受付：菱沼、齋藤理事、事務局
懇親会司会：齋藤理事

７．　社労士制度推進月間の取り組みについて（会則第34条第2号）

制度推進月間の広報とあわせて中小企業復興支援セミナーの新聞広告を福島民報・民友の両紙に11月12日までに掲載する。

制度推進月間及びＡＤＲのポスター、チラシについては、各支部から関係行政機関等へ掲示・配付等を依頼し広報に努める。

ホームページの一部変更、Ｑ＆Ａの追加を行う。

８．　倫理研修について（会則第34条第2号）

３月に該当会員を対象に郡山市（予定）で開催する。講師は、金子副会長、菅野副会長が担当し、方式等はこれまでどおりとする。

９．　事務局事務室レイアウト変更について（会則第34条第7号）

現在の配置は、応接セット等が事務室奥にあるため、事務室内を来客者が通るようになっているが、ＡＤＲとの関係、守秘義務、業務の円滑化等からレイアウトを変更し、その費用について承認した。

１０．　その他　～略

福島社発第　１９７　号
平成２４年１１月１２日

会　員　各　位

福島県社会保険労務士会
会　長　鈴　木　健　夫
（公印省略）

東北学院大学大学院法学研究科
社会保険労務士プログラム説明会のお知らせ

2009 年から、東北学院大学大学院法学研究科に、社会保険労務士の入学が、社会人特別選考入試（筆記ではなく、研究計画書等の書類審査と面接）によって行うシステムが始まりました。

この法学研究科プログラムは、実務と理論、ビジネスとリーガル双方に強い社会保険労務士を育てるためのものです。労働訴訟、労働審判、ＡＤＲに対応する力を養成するためのプログラムです。開始し当県会からの入学者は２名の会員の方が入学されておられます。

このたび、平成２５年度の東北学院大学大学院法学研究科社会人特別選考入試について、下記のとおり説明会を開催いたしますので、入学をご検討される方は、県会事務局に、**１２月１０日（月）まで**ご連絡をいただけますようお願いいたします。

記

１．　日　時　　平成２４年１２月１５日（土）１６：００～１６：３０

２．　場　所　　県会事務局（福島市御山字三本松 19-3）

３．　説明者　　藤川久昭氏　hisafuji@als.aoyama.ac.jp
東北学院大学大学院法学研究科社会人学生担当教授
青山学院大学法学部教授・弁護士・(株)DeNA 監査役
全国社会保険労務士会連合会国際化推進アドバイザー
同　社会保険労務士総合研究機構主任研究員

※　　当日、各種資料等を配布いたします。

東北学院大学大学院法学研究科
社会保険労務士プログラム説明会参加申込書

１２月１５日の説明会に参加します。

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙

平成24年11月26日から「雇用保険被保険者資格喪失届」のオンライン申請がさらに便利になります！

雇用保険被保険者資格喪失届について e-Gov からのオンライン申請は、これまで「離職票交付あり」と「離職票交付なし」の場合にご利用いただけました。

平成24年11月26日からは、さらに、次の場合にもオンライン申請ができるようになります。

- 既に「雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付なし）」の手続きが完了した後に、「離職票」または「期間等証明票」の交付を希望する場合
- 「期間等証明票交付あり」の場合

詳しくは、裏面をご覧ください➔

被保険者の資格喪失に関係する手続き

手続き名	手続きに必要な申請書など
雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付なし）	雇用保険被保険者資格喪失届
雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付あり）	雇用保険被保険者資格喪失届 雇用保険被保険者離職証明書
雇用保険被保険者資格喪失届提出後の離職票交付の申請	雇用保険被保険者離職票交付申請書 雇用保険被保険者離職証明書
雇用保険被保険者資格喪失届（期間等証明票交付あり）	雇用保険被保険者資格喪失届 雇用保険被保険者期間等証明書
雇用保険被保険者資格喪失届提出後の期間等証明票交付の申請	雇用保険被保険者期間等証明票交付申請書 雇用保険被保険者期間等証明書
雇用保険被保険者離職票の再交付の申請	雇用保険被保険者離職票再交付申請書
雇用保険被保険者資格喪失届（連記式）※離職票交付なしの場合のみ	雇用保険CSV形式届書総括票（送信用）

⇨ 既にオンライン申請可能な手続き

⇨ H24.11.26 からオンライン申請可能となる手続き

⇨ 既存のオンライン申請書

⇨ 新規のオンライン申請書

◆上記以外にも、資格取得届など雇用保険関係手続きはオンライン申請が可能です。ぜひご利用ください。

厚生労働省職業安定局雇用保険課
都道府県労働局・ハローワーク

LL240920 保 01

雇用保険被保険者資格喪失届について

事業主の雇用する労働者が、離職等により被保険者でなくなった場合には、ハローワークへ「雇用保険被保険者資格喪失届」を提出していただきます。

①原則として「離職証明書」を併せて提出していただく必要があります。（←離職票交付あり）

②離職者本人が「離職票」を希望しないなど、一定の要件を満たす場合には、離職証明書を省略することができます。（←離職票交付なし）

★③離職以外の理由で被保険者資格を喪失する場合（喪失原因「1」；以下の「期間等証明書（期間等証明票）とは？」参照）で、本人から「期間等証明票」の希望がある場合には、期間等証明書を提出していただく必要があります。
（←期間等証明票交付あり）

★④既に雇用保険被保険者資格喪失届の手続きを完了した後でも、「離職票」「期間等証明票」の交付申請ができます。

★③④が、平成 24 年 11 月 26 日からオンライン申請可能となります。

期間等証明書（期間等証明票）とは？

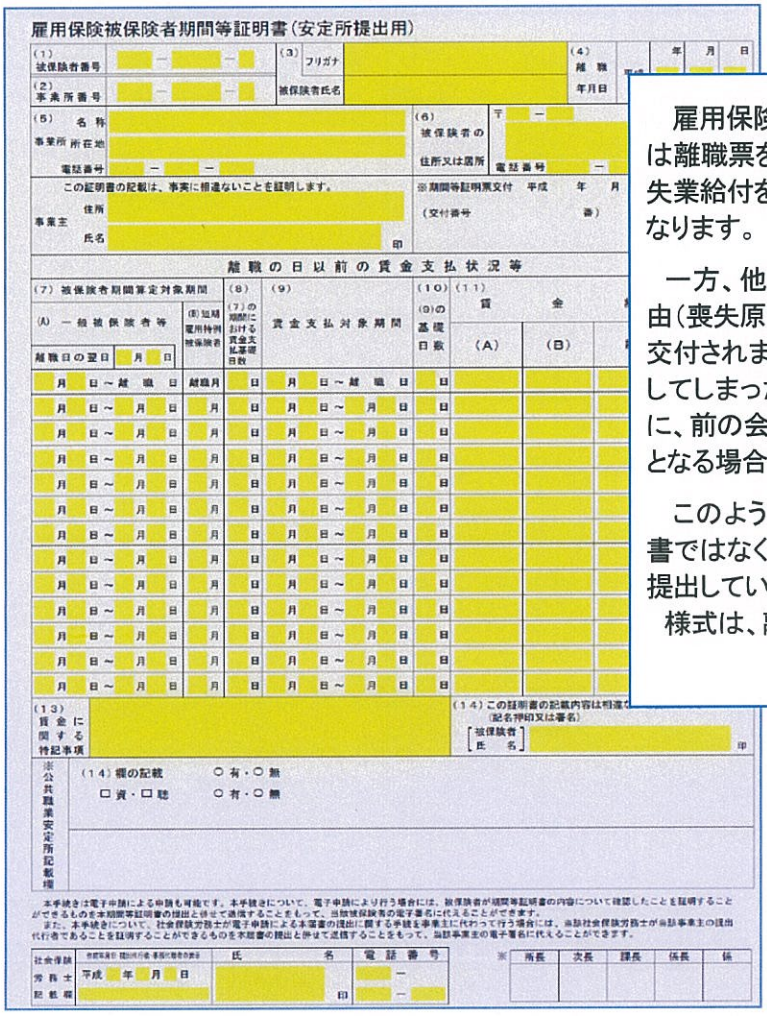
雇用保険被保険者期間等証明書（安定所提出用）

離職の日以前の賃金支払状況等

雇用保険では、被保険者が離職した場合には離職票を交付します。被保険者が離職後に失業給付を受ける際にはこの離職票が必要となります。

一方、他社への出向など、離職ではない理由（喪失原因「1」）で喪失する場合は離職票は交付されません。しかし、出向先を短期で離職してしまったときなど、失業給付を受けるために、前の会社での被保険者期間の証明が必要となる場合があります。

このような場合は、前の会社では離職証明書ではなく「期間等証明書」をハローワークへ提出していただきます。

様式は、離職証明書の左側半分と同じです。

障害年金についての大切なお知らせ
～言語機能の障害がある場合の診断書の提出について～

この文書は、肢体の障害により障害年金を受給している方に送付しております。肢体の障害と言語機能の障害の両方がある場合に、肢体の障害用の診断書と言語機能の障害用の診断書を併せてご提出いただくことを周知することを目的としてお知らせしております。

平成24年９月からの肢体の障害の認定基準の改正に伴い、肢体の障害用の診断書の様式が変更となりました。

今までは	肢体の障害用の診断書に言語機能の障害に関する記載欄が一部ありましたので、言語機能の障害用の診断書の提出がなくても言語機能の障害も併せて審査を行うことができました。
これからは	障害認定を適切に行うため、肢体の障害と同一の原因による言語機能の障害（※１）についても審査を希望される場合には、肢体の障害用の診断書に加え、言語機能の障害用の診断書の提出も必要となります。 （※１）　同一の原因ではない複数の障害により、「はじめて２級」に該当し年金を受給されている方も同様に、言語機能の障害用の診断書の提出が必要となります。

Q1　肢体の障害と同一の原因による言語機能の障害がある場合というのはどのような場合でしょうか？

A1　例えば、脳血管障害（脳梗塞、脳出血など）が原因で、手足の機能に障害が発生するとともに、発声不能により日常会話が困難となる場合などがあります。

Q2　肢体の障害用の診断書と言語機能の障害用の診断書の両方を提出するとどのように障害等級が決定されるのでしょうか？

A2　肢体の障害と言語機能の障害を併せて障害等級を決定することができます。肢体の障害用の診断書のみご提出いただいた場合には、言語機能の障害の程度を把握することができませんので、肢体の障害の程度のみで障害等級を決定します。

なお、肢体の障害用の診断書と言語機能の障害用の診断書を提出された場合、２つの障害を併せて審査を行い上位の等級となることもありますが、上位の等級とならないこともあります。

【参考：国民年金・厚生年金保険障害認定基準】
第６節／言語機能の障害　２級・３級・障害手当金の各障害等級の程度より一部抜粋
２級　「音声又は言語機能を喪失するか、又は音声若しくは言語機能障害のため意思を伝達するために身ぶりや書字等の補助動作を必要とするもの」などとされており、障害により発声が全くできない程度やほとんど発音が不能なため日常会話が誰が聞いても理解できない程度をいいます。

【ご注意】

- **言語機能の障害がない方は、言語機能の障害の診断書を提出する必要はございません。**
- **言語機能の障害用の診断書の送付を希望される方は、裏面の連絡先へお問い合わせください。また、言語機能の障害用の診断書の提出に関してご不明な点がございましたら、裏面の連絡先へお問い合わせください。**

【作成者】日本年金機構年金給付部

言語機能の障害の診断書の提出などご不明な点についてのお問い合わせ先
（ＦＡＸでのお問い合わせについては、②をご覧ください。）

①ねんきんダイヤル

０５７０-０５-１１６５

０５０または０７０から始まる電話でおかけになる場合は
０３-６７００-１１６５

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

＜受付時間＞

月　曜　日	午前８：３０～午後７：００
火～金曜日	午前８：３０～午後５：１５
第２土曜日	午前９：３０～午後４：００

＊月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後７：00 まで相談をお受けします。
＊祝日（第２土曜日を除く）、12 月 29 日～1 月３日はご利用いただけません。

○ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
○「０３－６７００－１１６５」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
○「０５７０」の最初の「０」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
○月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後(５日程度)は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

②ＦＡＸでのお問い合わせ

ＦＡＸでのお問い合わせは、最寄りの年金事務所にて対応いたします。年金事務所のＦＡＸ番号は、日本年金機構のホームページでご確認いただけます。
日本年金機構ホームページのトップページにて、「全国の相談・手続き窓口」をクリックしていただきますと、年金事務所を探すことができるページへ進みますので、そちらから年金事務所のＦＡＸ番号をご確認ください。

【作成者】日本年金機構年金給付部

北海道・東北地域協議会　会員各位

再送

平成２４年度北海道・東北地域協議会主催　3号業務研修会のご案内

１．日　　時　　平成２４年　**１１月３０日（金）**１３時００分～１７時３０分
　　１２月　１日（土）　９時００分～１５時００分

２．場　　所　　福島ビューホテル
（新幹線福島駅西口徒歩3分　福島市太田町13-73　TEL：024-531-1111）

３．研修内容

日　時		テーマ
第１日目 11 月 30 日（金）	12：00 13：00 13：15 17：30 18：00	受付開始 開講 【第一部】 「個別労働紛争解決のための実践能力（スキル）の向上を目指して」 ～法的分析とグループでの実践～ 講　師　　青山学院大学法学部教授、弁護士　藤川久昭　氏 （個別労働紛争は、依然増え続け、その内容は複雑化してきている。様々なケースの個別労働紛争の解決方法並びに事業所における労働問題の未然防止も含め、グループ討議による事例の法的分析と紛争事例を用いての解決プロセスの実践的研修を専門家（労働法学者・弁護士）の指導により行い実践能力の向上を図る。） 懇親会
第２日目 12 月 1 日（土）	8：30 9：00 10：30 10：40 12：10 12：50 14：50 15：00	受付開始 【第二部】 「地域経済の活性化と中小企業の役割」 ～東日本大震災復興も含めて～ 講　師　　一橋大学名誉教授、明星大学経済学部教授 関　満博　氏 （中小企業研究の第一人者で全国を巡りグローバルの視点から国内外 8,000 の中小企業への調査・指導をもとに、これからの日本の産業振興と地域経済の活性化における中小企業の役割について考える。東日本大震災からの復興とも絡め、今後の地域経済を考えていく一助としたい。） 【第三部】 「経営労務監査・労働条件審査の理論と実務」 ～経営労務監査について～ 講　師　　大野　実　氏（東京会） （経営労務監査の理論とともに、経営労務監査の実務について解説する。） ＜昼食・休憩＞ ～労働条件審査について～ 講　師　　福島県会経営労務監査推進特別委員会 草野有道　氏、佐藤勝之　氏 （福島県社会福祉協議会との契約により行った労働条件審査・診断事業をもとに、労働条件審査・診断の考え方、実施のうえでのポイントなど、具体的な事例を交えて解説する。今後、社労士業務の重要な柱の一つとなり得る分野として紹介する。） 閉講

４．受 講 料　　１０，０００円（資料代、２日目昼食代含む）
　　※　受講料は、２日間対象ですが、１日のみ参加でも同額となります。
５．定　　員　　８０名
６．懇 親 会　　第１日目の研修会終了後、１８時より懇親会を開催いたします。
　　懇親会費　５，０００円
７．申込方法　　別紙受講申込書により１１月１５日(木)までに、福島県会へ郵送またはＦＡＸ、e-mailでお申込みください。
　　受講料・懇親会費は、下記口座に１１月１５日（木）まで、お振込み願います。
　　※　申込締切後のキャンセルは、受講料全額を頂戴いたします。
　　【振込口座】　名義　福島県社会保険労務士会
　　①　ゆうちょ銀行　１８２００－１５８５２３８１
　　②　郵便振替　　０２１００－６－６５３５
８．宿　　泊　　宿泊される方は、最寄りのホテル等へ各自手配願います。
　　なお、「福島ビューホテル」は、朝食付き７，５００円（各自精算）
　　※　福島ビューホテルに宿泊希望の場合は、受講申込書にてお申込みください。

◇会場案内図

新幹線でお越しの方
　東北新幹線福島駅西口正面　徒歩３分
　　仙台より／約 30 分
　　東京より／約１時間 45 分
お車でお越しの方
　東北自動車道　福島西 I.C より／約 15 分
　　飯坂 I.C より／20 分
　　仙台宮城 I.C より／約 60 分
指定駐車場ご利用
　宿泊　全額無料（フロントで手続が必要です）

平成２４年　　月　　日

平成２４年度北海道・東北地域協議会主催　３号業務研修会受講申込書

平成２４年度北海道・東北地域協議会主催３号業務研修会を受講します。

所属道県会	社会保険労務士会
氏　　名	
住　　所	〒 TEL（　　）　　－　　FAX（　　）　　－
研修会の受講	□　２日間とも受講 □　１日目（１１/３０）のみ受講 □　２日目（１２/１）のみ受講
懇　親　会	□ 出　席　　□　欠　席
宿　　泊	□ 要（福島ビューホテル）　　□　不要（自分で手配等）

※ 該当するものに☑してください

【お問合せ・お申込み先】

福島県社会保険労務士会　　〒960-8252　福島県福島市御山字三本松１９－３
TEL　024-535-4430　　FAX　024-534-5432　　e-mail　　fukusha@green.ocn.ne.jp